

議案第168号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「15,900円」を「24,750円」に改める。

第15条第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

（川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円

1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

第6条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

（川崎市特別職員給与条例の一部改正）

第7条 川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第10条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第10条までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（川崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定（川

崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成26年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び諸手当の額の改定を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。